

1. 第1号被保険者の問題

今回の改正では、スウェーデンの例のような一本の所得比例年金の創設は見送られたが、今後、女性や高齢者が就労し、インターネット等を使用しての在宅や SOHO での働き方が増えていくことを考えれば、多様な働き方に応える年金制度についての検討を進めていくことは必要。

女性の場合、第1号被保険者は約1008万人、第2号被保険者は約1279万人、第3号被保険者は1194万人と、ほぼ同数になっている（平成10年現在）。自営業の夫を持つ妻は、本人も第1号被保険者であるから、保険料を支払わなければならないし、夫の死後は、基礎年金だけの暮らしになる。平均寿命が男性77歳、女性84歳で、今後さらに長寿化が進む中で、「自営業は死ぬまで働くことができるから、基礎年金だけで大丈夫」と果たして言い切れるだろうか。「所得把握の問題があるから」で、そのままにするのではなく、どうすれば所得把握ができるか、働き方による公平性をどう見るかについて、今後もさらに議論を続けていく必要がある。

2. 保険料固定について

保険料固定方式については、負担に対する先の見えない不安から解放されるので賛成。最終的な保険料率への引き上げは、次世代への負担をできるだけ軽くするためにも、2025年といわず、到達時期を前倒しする方向で検討を進めていくほうがよいと思う。

3. わかりやすい年金制度に

これからの年金制度は何よりもわかりやすいものになることを望む。その意味では、ポイント制の導入は賛成。また、国がこうした社会保障制度を設けていることもよく理解していない人が多いので、「年金を払うのは国民の義務」という一方的な広報の仕方ではなく、年金制度の意義や必要性などを理解してもらう努力を重視したい。

4. 支え手を増やす

支え手をどう増やすかについては、今すぐ取り組まなければならない課題であると考え。今回、年金局が試算を行う際も、女性の労働力率を出産・育児でくぼむM字型ではなく、女性が働き続け、年金を納めることを前提の台形型で計算しているとのことだが、それでもなお、給付側も負担側も痛みを伴うわけだから、2025年、2050年も相変わらずM字型の労働力率が続いていたら、大変なことになる。女性が出産後も働き続けられるよう、ファミリー・フレンドリー企業の促進、多様就業型ワークシェアリングの促進、親が安心して子どもを預けられる保育施設の充実が急がれる。また、短時間労働者に対する厚生年金の適用も引き続き検討していく必要がある。

5. 第3号の問題について

夫婦間の年金権分割案（方法1）では、第3号を選ぶことに「お得感」が出てしまう。育児や介護等の理由で仕事を中断しなければならない場合をのぞき、男性も女性も年金制度の支え手になるのを大前提に、第3号被保険者に対しても負担を求めていく案（給付で調整するよりも）で検討してはどうか。

6. 次世代育成支援について

年金へ課税し、次世代育成支援にあててはどうか。

「年金改革の骨格に関する方向性と論点」についての意見

2003年1月22日

社会保障審議会年金部会

上智大学 堀 勝洋

第1 主要事項

1 制度体系・給付体系

・社会保険方式・2階建て制度を維持

ただし、自営業者等の十分な所得把握、男女間の賃金格差の縮小・女性の就労環境の改善等が実現すれば、社会保険方式・1階建て年金（所得比例年金）＋最低保証年金の制度導入を検討

2 財政方式

・賦課方式を基本―賦課方式を基本とし、高齢化に備えて積立金を保有

3 保険料

・保険料の引上げ―少子高齢化が大幅に進む中で、公的年金制度を将来も維持するためには、保険料引上げの凍結解除と段階的引上げは必要不可欠

*我が国の社会保険料は、事業主負担分を含めて、他の先進諸国と比較してかなり低い。また、保険料引上げが、必ずしも消費需要を減らし、商品の国際競争力を引き下げるとは限らない―拙稿「社会保障改革の展望」『週刊社会保障』2003年1月6日を参照

・将来の段階保険料の固定―現在の厳しい経済情勢の下で、保険料引上げについて国民の合意を得、かつ、保険料引上げについての政治的リスクを避けるために、将来の段階保険料を国民に明示し、かつ、それを固定するという約束をするのは、やむを得ない選択―方式Ⅱに賛成

4 給付水準

・給付水準の引下げ―現在の給付水準はやや過大であり、今後高齢化が大幅に進み、保険料が引き上げられる以上、給付水準の引下げは必要

・給付水準の自動調整―「将来の段階保険料固定・マクロ経済スライド方式」は、人口・経済の状況が財政再計算の前提と異なった場合に給付水準を自動調整するものであり、給付水準変更に係る政治的リスクを避けることができる―方式Ⅱに賛成

ただし、次のような問題がある。

①将来の給付水準が定まらないため、老後の生活不安をもたらすおそれがある→「名目年

金額保証」と「既裁定年金について新規裁定年金の8割保障」で十分か—給付水準が余りにも下がりすぎた場合には、保険料の見直しも必要ではないか

②給付水準の変更は、給付水準を決める基本要素である給付乗率の変更によって行うのが本来の姿ではないか—マクロ経済スライド方式の導入によって、再評価率の意味が不明確化しないか

- ・既裁定年金の給付水準—既裁定年金のスライド率を「物価変動率—スライド調整率」とすることによって給付水準を調整することは、就労世代及び新規裁定年金とのバランス上必要
- ・基礎年金の給付水準—今回の「年金改革の骨格」では、基礎年金の水準も調整することとしているが、第1号被保険者の定額保険料を負担可能な範囲に収めるためには、やむを得ないのではないか
- ・給付水準の最低限—我が国が批准したILO102号条約の最低基準に抵触することにならないか検討が必要

5 マクロ経済スライド

- ・マクロ経済スライド—手取り総賃金という国全体の経済力（＝保険料負担能力）の伸びに見合ったスライドを行うというもので、負担者の観点からは理論的に正当化し得る
- ・寿命の変動—マクロ経済スライドでは、予測を超えた労働力人口及び物価・賃金の変動は給付水準を自動的に調整するが、予測を超えた寿命の変動は給付水準を調整しないという見方があるが、この点についてはどうか
なお、平成14年人口推計は寿命の伸びをかなり織り込んでいるように思われる
- ・スライド調整率—将来予測の変動によって変わる「将来見通し平均化法」よりも、「実績準拠法」の方が望ましい
- ・単年度当たりのスライド率の下限—「物価下限型」よりも「名目年金額下限型」の方がより望ましいのではないか

6 国庫負担率

- ・国庫負担率の引上げ—将来の保険料を負担可能なものとするためには、基礎年金の国庫負担率の3分の1から2分の1への引上げが必要

ただし、公的年金保険は給付と負担のバランスによって成り立つものであるが、国庫負担の投入は保険料負担を軽く見せかけ、その分給付を厚くする方向に働くことに注意する必要がある

* 基礎年金を全額国庫負担の社会扶助方式（税方式）にするのは、単なる財源変更ではなく、制度の性格（自助等）を変える等の理由により、反対

第2 その他の事項

1 女性の年金

- ・ 第3号被保険者制度—我が国の社会経済の現状を考えると、まだ必要性がある。したがって、範囲は縮小するものの、制度の大枠は維持—方法IVに賛成

ただし、賃金分割方式=方法Iを採用するとすれば、廃止

- ・ 離婚時の老齢厚生年金の夫婦間分割—可能となるようにし、年金保険者が支給することとすべき

ただし、公的年金受給権は憲法29条が保障する財産権に属すると考えられるため、夫婦間の協議、協議が整わない場合の家庭裁判所の関与が必要

2 支え手を増やす

- ・ 短時間労働者等に対する厚生年金適用—短時間労働者等も、年金保障を厚くする必要があり、かつ、負担能力がそれなりにあるため、厚生年金適用に賛成

- ・ 在職老齢年金制度の見直し—昨年9月26日の年金部会に提出した意見で述べたような疑問がある—基本的に現行制度の枠組みを維持。ただし、屈折点（バンド・ポイント）22万円、限界税率50%は見直しの余地がある

3 少子化対策

- ・ 年金資金を活用した「若者皆奨学生」案—基本的に賛成

ただし、利率をどうするかが問題で、一般財源により利子補給をすることが考えられる

4 概念上の拠出建て

- ・ 概念上の拠出建て制度—保険料率を引き上げていく途中での導入は不可。保険料率が定常状態に達した時に検討

なお、概念上の拠出建て制度にするには、2階建てを所得比例年金のみの1階建てにする必要がある

* 保険料率を直ちに平準保険料率程度に大幅に引き上げれば、概念上の拠出建て制度にすることができるが、このようにすると政府に膨大な積立金が生ずる

(参考) 前回再計算の平準保険料率は、25.3% (月収ベース、国庫負担率3分の1)

ただし、平準保険料率には、過去期間給付分を賄うための費用も含まれているので、概念上の拠出建て制度の保険料率そのものになる訳ではないことに留意が必要

5 ポイント制度

- ・ポイント制度の導入—自分の年金額のおおよそが分かることで、保険料納付意欲が高まり、かつ、老後の生活設計に役立つため、導入に賛成

6 年金課税

- ・公的年金等控除の見直し—不合理であるため、見直しに賛成
- ・確定拠出年金の拠出限度額の引上げ—公的年金の水準引下げをカバーするために必要

「年金改革の骨格に関する方向性と論点」に対する意見

2002年12月13日

年金部会委員

矢野 弘典

「年金改革の骨格に関する方向性と論点」（以下「方向性と論点」）においては、広範な論点が取り上げられているが、とりあえず主な点について意見を申し述べる。

1. 基礎年金のあり方について

次期改正における最大の課題は、国民の年金制度に対する信頼を取り戻し、制度を持続可能なものとするところである。国民の年金制度に対する不信・不安が象徴的に現れているのが、基礎年金の空洞化問題である。「方向性と論点」には、基礎年金に対する国民の信頼を回復するための方策が盛り込まれているとは思えない。経済的理由ではなく、制度に対する不信・不安を理由とする未加入・未納者が多いと推測される状況下で、「方向性と論点」に盛り込まれた、保険料多段階免除の導入などが本質的な解決策になるとは考えにくい。基礎年金に対する国民の信頼を回復し、真の国民皆年金とするために、現行の保険料を中心とする方式から、次期改正において消費税を活用して国庫負担割合の2分の1への引上げを確実にを行い、その後税による賦課方式へと移行し、消費を賦課対象とする間接税方式とすべきである。

2. 保険料水準について

少子高齢化の進展や低成長経済等、今後の年金制度を取り巻く環境を勘案すると、現行制度を維持したまま、保険料の引上げと給付水準の見直しを繰り返すことは、国民の制度に対する信頼を低下させ、また現役世代と企業の活力を損なうこととなる。その意味で、「方向性と論点」が、保険料水準を固定して、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて、給付水準が自動的に調整される仕組み（「保険料固定方式」）を選択肢の一つとし、保険料負担の上限設定の考え方を示したことは、評価できる。

しかしながら、今後少子高齢化の一層の進展により、他の社会保障負担の増加も予想されることを勘案すると、「保険料固定方式」の20%という最終保険料率の水準は、高すぎると言わざるを得ず、20%よりも大幅に低い水準に抑制すべきである。

3. 給付水準について

「保険料固定方式」においては、段階保険料方式をとりつつ最終保険料率を設定するとともに、給付水準の調整は、基本的に名目年金額は維持しつつ、年金改定率を調整するという手法をとっているため、相当長期間かけて緩やかに給付水準の引下げを行なうこととなっている。これでは、世代間の負担と給付のアンバランスの是正の面で不十分と言わざるを得ない。次期改正において、相当程度の引下げを実施していく必要があると考える。

以上

『年金改革の方向性と論点』を巡って

2003・1・22 社会保障審議会年金部会

上智大学 山崎 泰彦

1. 給付と負担の見直し

「保険料固定方式」の採用にあたっては、世代間の不均衡を是正するために、給付面と負担面の双方での見直しを急ぐべき。

給付面に関しては、将来見通し平均化法などにより、水準適正化を前倒しすること。また、年金課税の適正化も世代間の不均衡を早期に是正する上で効果的。

負担面に関しては、保険料の引き上げ計画を前倒しすること。少なくとも前回改正での保険料凍結の影響は早急に解消すべき。前倒しにあたっては、年齢別の保険料引き上げ計画もありうるのではないか。

2. 育児期間に対する配慮措置

次世代の育成を支援するという観点から、子を養育するすべての人を対象として、所得、職業、就業形態等に関わりなく、支援措置を講ずるべき。年金制度としては、育児期間について、次のような配慮措置を講ずることとしてはどうか。

1階の基礎年金部分に関しては、第1号被保険者を含めてすべての被保険者の基礎年金の保険料負担を免除または軽減してはどうか。この場合、第3号被保険者の扱いについては、「夫婦間の年金権の分割案」を採用し、妻も保険料負担を行っているものと擬制すれば、その保険料について免除または軽減するという形をとれよう。

2階の厚生年金に関しては、育児休業を取得したか否かに関わりなく、育児期間の前後を通算して一定の厚生年金の被保険者期間がある場合に、年金額算定において一定水準の報酬を保障することとしてはどうか。

3. 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大

短時間労働者に対する適用拡大を進めるべきであるが、保険料負担と給付の関係については、負担の下限や報酬比例部分の給付設計について、十分な検討が必要。また、適用拡大の実効性を確保する上では、労働保険との適用・保険料徴収の一元化等の業務体制の強化や、事業主負担の賦課標準を賃金支払い総額とするなどの見直しが必要。

なお、短時間労働者に対する被用者年金の適用拡大は、もっぱら厚生年金が引き受けることになり、その結果、厚生年金と共済年金の報酬格差が一層拡大する。この問題を解消する上でも、基礎年金に対する被用者年金制度の拠出金負担は報酬総額比例とすべき。

4. 第3号被保険者問題への対応等

短時間労働者への適用拡大の後もなお残る第3号被保険者問題への対応に関しては、所得分割方式の考え方に準ずる実行可能性のある提案として、「夫婦間の年金権の分割案」を共働き世帯を含めて採用すべき。この方法には、健康保険との整合性も確保できるというメリットがある。

このような形での年金制度の個人単位化が実現できれば、高齢期の遺族年金は将来的には廃止されることになるだろう。同様に、若齢期の遺族年金についても、子なし妻の遺族年金については、これを廃止し一時金または有期の手当金に改めるか、存続させる場合は年金課税を行うとか在職者の年金額の一部または全部を支給停止すべきであろう。

5. その他

給付水準の設定：被用者世帯については、「共働き世帯モデル」により将来の年金額の水準を設定すべき。同様に、自営業者世帯についても、一定の被用者年金の加入期間を有する「転職者世帯モデル」を考えるべきではないか。

年金資金を活用した次世代育成支援策：奨学金の貸付制度のほかに、保育サービスの基盤整備のための還元融資制度を検討すべきではないか。